

答 申 書

第1 審査会の結論

岩出市長（以下「実施機関」という。）が行った、本件審査請求の対象となった「金屋荊本線に新設されている上水道管について、道路の南側に布設したわけ及び水道加入分担金の根拠資料」についての公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）に係る拒否の決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 審査請求の経過

- 1 令和5年2月24日（同日受付）、審査請求人は、岩出市情報公開条例（平成12年岩出町条例第22号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、本件公開請求を行った。
- 2 同年3月10日、実施機関は、本件公開請求に対して、対象となる公文書の不存在を理由として、本件処分を行った。
- 3 同年3月22日（同日受付）、審査請求人は、本件処分を不服として、条例第13条に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。
- 4 同年4月6日、実施機関は、審査請求書に記載された趣旨が本件処分とは異なる処分に関するものであるとして補正命令を行った。
- 5 同年4月12日（同日受付）、審査請求人は、審査請求書の補正を行い、実施機関に補正後の審査請求書を提出した。

第3 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、「水道加入分担金の根拠資料」として岩出市水道事業給水条例（昭和43年岩出町条例第11号。以下「給水条例」という。）第13条の分担金（以下「分担金」という。）の算出方法の公開を求める。

第4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

- 1 公開を求めた「水道加入分担金の根拠資料」として、分担金を定めるにあたっての算出方法の公開を求める。
- 2 分担金は水道法（昭和32年法律第177号）第14条の規定に基づくものであるが、同条第2項第3号において「水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。」と規定されているところ、

分担金の算出方法に係る資料が存在しないという実施機関の説明は、同法に反している。

- 3 分担金は建設投資工事費用の一部として徴収しているものであると市は弁明するが、建設投資工事にあたる市の拡張事業について、拡張ではなく維持管理へと主眼が移行しているはずであり、全国では同様の分担金を廃止している市町村も存在しているところ、岩出市では昭和43年の給水条例制定以降に分担金について見直しがなされておらず、現行の分担金の徴収は不適切である。

第5 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

- 1 分担金の算出方法に係る資料について、関係各課の書棚等を搜索したが、該当資料は発見できなかったため、不存在として拒否したものである。
- 2 水道法第14条第2項第3号の規定で明示を求められているのは、給水条例第10条及び第14条に規定する給水装置工事の際に個人の負担する工事費用の対象及び計算方法であり、同条例第13条の分担金は建設投資工事費用の一部として負担してもらうものであり、その算出方法は水道法の規定で明示を求められる対象ではないから、審査請求人の求める分担金の算出方法が示されていないことは水道法に反しているとする審査請求人の主張は失当である。

第6 当審査会の判断

当審査会は、審査した結果、次のように判断する。

- 1 本件処分における対象文書について
 - (1) 審査請求人は、本件処分を取り消し、「水道加入分担金の根拠資料」にあたるものとして、分担金の算出方法を公開することを求めている。
 - (2) 実施機関は、分担金の算出方法に係る資料を関係各課の書棚等を搜索したが、該当資料は発見できなかったため、本件公開請求の対象となる公文書が不存在であるとして本件処分を行った。
 - (3) 審査請求人は、分担金の算出方法に係る資料の不存在は法に反しているため、該当する文書が存在しないという説明は納得できないと主張している。
- 2 本件処分の妥当性について
 - (1) 実施機関が分担金の算出方法に係る資料について、条例制定時の資料を含め、関係各課の書棚等を搜索したが発見できなかったという実施機関の説明に不合理な点は見当たらない。
 - (2) 審査請求人は水道法の規定に反している旨主張するが、同法の規定に基づき明示すべき「給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方

法」とは、給水条例第10条及び第14条に規定された内容であり、同条例第13条の分担金の算出方法ではないことから、分担金の算出方法の不存在は水道法に反するとする審査請求人の主張は失当である。

(3) その他の主張について

当審査会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う公文書公開に係る決定の妥当性について調査審議する機関であるから、その判断に直接関係しない主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の審査の経緯

年 月 日	内 容 等
R5・2・24	審査請求人から公文書公開請求書の提出
R5・3・10	実施機関が本件処分を行い、審査請求人あて決定通知書を交付
R5・3・22	審査請求人が本件処分について審査請求書を提出
R5・4・6	上記審査請求書の趣旨が本件処分と異なる処分に関するものであったため、実施機関から審査請求人に対して補正を命じる通知を送付
R5・4・12	審査請求人から実施機関に対して、補正後の審査請求書を提出
R5・5・22	実施機関から審査請求人あて弁明書を送付
R5・5・31	審査請求人から実施機関あて反論書を受理
R5・7・7	実施機関からの審査請求に係る諮問書の受理
R5・8・9	審査請求人より口頭意見陳述申立書を受理
R5・8・23	諮問に対する答申を行うための審査会の開催 ・審査請求人から意見陳述 ・実施機関から説明の聴取
R5・9・13	諮問に対する答申を行うための審査会の開催
R5・10・18	諮問に対する答申を行うための審査会の開催